

下 監 第 6 号
令和5年1月23日

下田市
A 様
下田市
B 様

下田市監査委員 鈴木 邦 明
下田市監査委員 小 泉 孝 敬

旧下田グランドホテル（土地家屋）の取得についての予算の執行の差し止めを求める
下田市長に関する措置請求について（通知）

令和5年1月11日付で提出のありました表記の請求につきまして、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条第1項に規定する住民監査請求と認められず、却下することと決定しましたので通知します。

I 請求の内容

1. 請求人

住所 下田市
氏名 A
住所 下田市
氏名 B

2. 請求の提出日

令和5年1月11日

3. 請求の要旨

令和5年1月11日付下田市職員措置請求書及の内容を総合した結果、本件措置請求の要旨は次のとおりである。

(1) 旧下田グランドホテル（土地家屋）の取得について、下田市議会令和3年12月定例会において令和3年度下田市公共用地取得特別会計補正予算（第1号）に100万円

を計上し否決された。下田市議会令和4年3月定例会に再提案され可決された。しかし、この土地は公共用地として利用する計画に含まれておらず、法令及び条例上、違法で公共用地取得特別会計では購入できない土地であるので、予算の執行を差し止めるよう請求する。

(2) 財務会計上の違法な理由

①下田市土地開発基金条例（設置）第1条「公用若しくは、公共用に供する土地又は公共の利益のために取得する必要がある土地をあらかじめ取得することにより事業の円滑な執行をはかるため、下田市土地開発基金（以下「基金」という。）を設置する。」とされ、この基金により公共用地取得特別会計は運用される。

よって、下田市総合計画や都市公園計画とか下田市地域防災計画等によって公用若しくは公共用地として必要な土地とされていなければならない。当局の防災公園等はあとの案で市民合意を得ている案ではなく単なる私案である。公共事業に利用予定の土地を事業の正式着手に先立って取得する目的に違反している。

② 地方自治法第2条第14項「地方公共団体は、その事務を処理するに当つては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない。」

③ 地方自治法第2条第16項「地方公共団体は、法令に違反してその事務を処理してはならない。なお、市町村及び特別区は、当該都道府県の条例に違反してその事務を処理してはならない。」

④ 地方財政法第3条「地方公共団体は、法令の定めるところに従い、且つ、合理的な基準によりその経費を算定し、これを予算に計上しなければならない。」

以上の法令に違反している。

(3) 不当な内容

①何をいくらで購入するのか不明である。市当局は100万円で購入するとした理由について破産管財人弁護士からの金額の提示がないこと、土地購入に係わる不動産鑑定料、弁護士料相当額を考え100万円計上したとしている。これは土地代金ではなく、土地購入の経費である。

②土地購入と同時に、管理しなければならない8階建ての建物がついてくる。この解体費用に下田市議会令和3年12月定例会では3～4億円と言ひ、下田市議会令和4年3月定例会では4～5億円と言っている。アスベストやPCBが使われていることを考えると、いくらかかるかわからないものを購入することになる。

③8階建ての旧下田グランドホテルの景観が悪く、危険も感じるので安全対策上購入したいという理由で民間の負の私有財産を税金で購入処理して適切なのか。公平性の観点から他の廃棄物件や稲生沢川河口の廃船も市が購入処理するのかが問われる。

④防災公園整備（案）に4億円かけることは二重のむだづかいとなる。狼煙崎沖に33メートルの津波が押しよせると、旧下田グランドホテルの周りは海となり孤立する。ヘリポートは市内に9ヶ所あり、傾斜地での建設は利用が困難で、その必要性は低い。下田市議会令和4年3月定例会で防災安全課長は「防災公園案もイメージ化し

た一案だ」との答弁は無責任であり、使用目的が明確でないことを証明している。

Ⅱ 監査委員の判断

本件請求について審査した結果、次のように判断した。

1. 同一住民による同一行為等を対象とした再度の住民監査請求について

住民監査請求について、法第242条第1項では、普通地方公共団体の住民は、当該普通地の長若しくは委員会若しくは委員又は当該普通地方公共団体の職員について、違法若しくは不当な公金の支出、財産の取得、管理若しくは処分、契約の締結若しくは履行若しくは債務その他の義務の負担があると認めるとき、又は違法若しくは不当に公金の賦課若しくは徴収若しくは財産の管理を怠る事実があると認めるときは、これらを証する書面を添え、監査委員に対し、監査を求め、当該行為を防止し、若しくは是正し、若しくは当該怠る事実を改め、又は当該行為若しくは怠る事実によつて当該普通地方公共団体の被つた損害を補填するために必要な措置を講ずべきことを請求することができると定められている。

既になされた住民監査請求を再度行うことの可否について、昭和62年2月20日最高裁判決では、「自治法第242条1項の規定による住民監査請求に対し、同条3項の規定による監査委員の監査の結果が請求人に通知された場合において、請求人たる住民は、右監査の結果に対して不服があるときは、自治法第242条の2第1項の規定に基づき同条の2第2項1号の定める期間内に訴えを提起すべきものであり、同一住民が先に監査請求の対象とした財務会計上の行為又は怠る事実と同一の行為又は怠る事実を対象とする監査請求を重ねて行うことは許されないものと解するのが相当である。」と判示しており、同一住民が、住民訴訟を提起することなく、先に住民監査請求の対象とした財務会計上の行為又は怠る事実を対象として、再度住民監査請求を行うことは、いわゆる「一時不再理の原則」により、許されないと考える。

(※最高裁判決引用文の内、同条第3項とあるのは、現行法規の同条第5項のことである。)

2. 本件請求についての検討

これを本件請求についてみると、請求人は、令和4年3月24日付けで、本件と同一の財務会計上の行為を対象とした住民監査請求（以下「前回請求」という。）をすでに行っている。

なお、本件請求において、前回請求では添付されていなかった文書が添付されていることから、請求人は前回請求に基づく監査結果を不服とし、新たな証拠書類を監査委員に提出することによって本件請求が前回請求とは別個の住民監査請求であると主張しているものと解されるが、当該文書は前回請求後に相手方の都合により中断していた事務手続きが再開されることを知らせるためのものであることから、本件請求が前回請求と同一行為等を対象としたものと考ええる。

よって、本件請求は、前回請求と同一住民による同一の財務会計上の行為を対象とした住民監査請求であり、前回請求の監査結果が通知された後、自治法第242条の2において

定める期間内に住民訴訟を提起することなく行われた本件請求は認められない。

3. 結論

以上のことから、本件請求は自治法第 242 条第 1 項に定める住民監査請求の対象とならないものと判断する。